

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について

(令和6年2月13日付け文部科学省通知)

改正の趣旨

高等学校の全日制・定時制課程において、何らかの理由により一定期間登校することができない生徒への学習の機会の確保をするため、同時双方向型の遠隔授業及び通信教育等が可能になります。個別の状況は様々ですが、「学びの継続支援」という視点に立ち、遠隔授業や通信教育による単位認定を一定の範囲内で可能とすることにより、学習意欲はありながらも登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校において進級、卒業をすることができるようになることが期待されています。



【学校内での共通理解】

- ・不登校生徒の学習機会を確保するという視点
- ・転学、中途退学することなく学びを継続させる
- ・出席扱い・単位認定は学校長の判断



【遠隔授業】

- ・同時双方向型のオンライン授業
- ・自宅以外の場所でも可能
(相談室、保健室等)



【通信教育】

- ・添削指導+面接指導+試験等
- ・添削課題は通常使用の教材も可能
- ・授業を記録した動画の視聴も可能

教室以外で修得できる単位数は合計36単位以下

指導要録の備考欄等において、出席日数の内訳として出席扱いにした日数を記入します

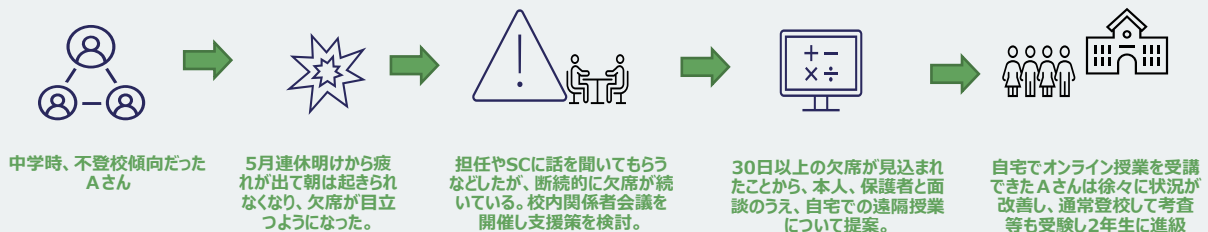
不登校

- ・「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、したくともできない」
- ・「目安は年間延べ30日以上欠席」という定義を一つの参考としつつ、学校において判断。

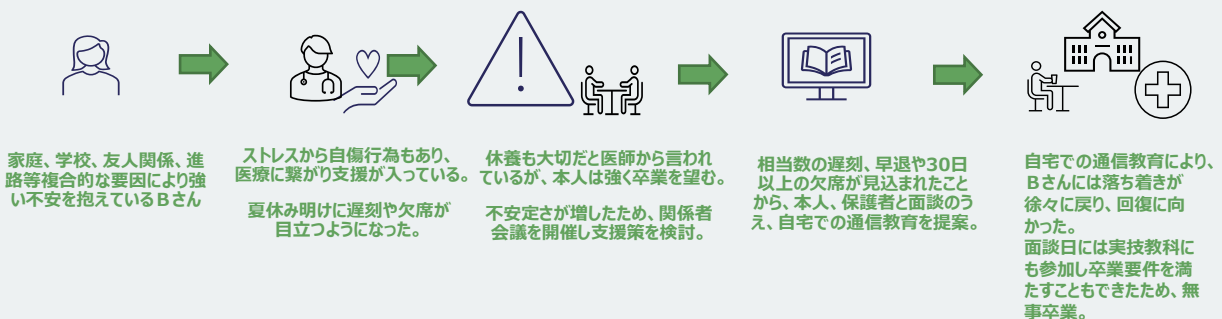
予想事例 ひとり一人個別の状況は異なります。



事例①【Aさん・高1】



事例②【Bさん・高3】



教室外遠隔授業Q & A

Q 今回の法改正により、何ができるようになるのですか？

A 教室外でのオンライン授業（同時双方向型）受講が可能で、出席扱いとすることができます。また、通信教育（オンデマンド型受講や添削課題の提出、試験や面談等）にて同様に出席扱いとすることができます。教室外での修得単位数は、合計36単位以下となる必要があります。

Q 「教室外」とはどんな場所でもいいのですか？

A 自宅及び学校内の教室以外のその他の場所、例えば相談室や保健室といった別室でも受けることができます。また、教育上支障がない限り、受講生徒に監督の先生がつく必要はありません。

Q どんな人がこの制度を利用できるのですか？欠席が30日に達している人ですか？

A 対象者は不登校生徒が考えられます。「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しない、したくともできない状況」により断続的に欠席が続くような場合、また目安は年間延べ30日以上欠席」という不登校の定義を一つの参考としつつ、学校において判断ができます。

いつから行うかどうかについては、欠席が30日に達している・いないではなく個々の状況に寄り添いながら、ケースごとの判断となります。

Q 留意点はありますか？

A 例えば、大学受験対策に注力するために受験に用いない教科・科目の履修を効率化する等の目的により本規定を適用することは認められません。

実施にあたっては、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように、十分な配慮が必要です。

Q 対応に悩んだ場合はどのようにしたらよいのでしょうか？

A メディアを利用して行う授業の実施については学びの改革支援課へ、不登校生徒の支援に関しては心の支援課へ、それぞれ学校の管理職の先生を通じて問合せください。

